

県立学校グリストラップ汚泥処分委託業務契約書（案）

収 入

印 紙

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、処分業者：_____（以下「乙」という。）は、甲の事業場：_____から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（契約保証金）

この契約にかかる契約保証金は免除する。

第3条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

2. （委託する産業廃棄物の種類、数量及び総額）（総価契約の場合）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分契約金額は、次のとおりとする。

総 額：金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇円）

種 類：_____

数 量：_____

3. （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②のいずれかを選択すること）

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

1. 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

2. 甲は、乙と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト(又は受領書等)及び許可証の写し等により、本項1に係る事項の確認を行うこととする。

3. 最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

6. (搬入業者)

第2項の産業廃棄物の第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名：_____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所：_____

許可都道府県・政令市：_____ 許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____ 許可の有効期限：_____

事業の範囲：_____ 事業の範囲：_____

許可の条件：_____ 許可の条件：_____

許可番号：_____ 許可番号：_____

第4条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、乙の求めがあった場合は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平

成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第5条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第6条 (再委託の禁止等)

乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

第7条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第8条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、マニフェストを各排出事業者あて提出することで業務終了報告とする。

第9条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第10条（委託料・消費税・産業廃棄物税の支払い）

1. 焼却処理した産業廃棄物にかかる産業廃棄物税については、1キログラム当たり0.8円とする。
2. 最終処分した産業廃棄物にかかる産業廃棄物税については、1キログラム当たり1円とする。
3. 乙は、第8条に基づく処分終了報告により、廃棄物を確実に処分したことについて甲の確認を受けた後、甲に委託料を請求するものとする。
4. 請求金額は、第3条第2項に定める委託料及び産業廃棄物税として本条第1項及び第2項に定める金額に処分した数量を乗じて得た額とする。この場合、産業廃棄物税に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
5. 第3条第2項の総額については、処分した数量に応じて変更契約するものとする。この場合、総額を予定数量で除して得た額に実際の処分数量を乗じて得た額とする。なお、この金額に1円未満の端数が生じた場合は、内訳での端数処理は行わず、合計額において1円未満の端数を切り捨てるものとする。
6. 甲は、第3項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

第11条（履行遅滞の場合における賠償金）

1. 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
2. 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
3. 甲の責めに帰する理由により、第10条の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

第12条（業務内容の変更等）

1. 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更

する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第13条（機密の保持）

乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

第14条（契約の解除）

1. 甲は、乙がこの契約の条項のいずれかもしくは法令等の規定に違反するとき、又は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（1）乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（2）乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

（3）契約の履行に関し、不正な行為があると認められたとき。

（4）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2. 甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用等の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条（違約金）

1. 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、違約金を徴収する。
2. 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の

徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

第16条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第17条（契約期間）

この契約は、契約期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙